

2025 年度版
インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

2026 年 5 月
インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

- 本年度（2025 年度）は、引き続きインターネットオークション（以下、オークション）およびフリマアプリ（以下、フリマ）を対象に効果検証を実施するとともに、権利者ならびにオークションやフリマ等の C2C マーケットプレイス運営事業者（以下、プラットフォームフォーマー）による自主的な取組の成果をより明確に示すため、権利侵害物品の出現率を基準とした群分けに基づいて、検証結果の分類・整理を行った。

両群（1 群及び 2 群）とも、インターネット市場における流通量がなお拡大している中にあっても、侵害品出現率は引き続き低水準に保たれており、本協議会での議論を踏まえた権利者（団体）及びプラットフォーム双方の取組が継続・維持された成果であると考えられる。

権利者（団体）及びプラットフォームが協力し、利用者の利益である C2C マーケットプレイスの利便性にも配慮しつつ、権利侵害物品の世界最大の仕出国である中国や、台頭し始めたベトナムなどが近接する地域において、この水準が維持されていることは評価されるべきものと思われる。

- 1 群のサービスについては、プラットフォームによる自主パトロールや、権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されたことにより、昨年度に引き続き、極めて低い水準に抑えられていることが確認できた。AI 等を活用した画像分析及び出品文言の抽出・検知といった対策が軌道に乗りつつあることも、この状況の維持に大きく寄与したものと認識している。
- 2 群のサービスについては、1 群への移行を果たすことが期待されていたところであったが、本年度は、昨年度に引き続き侵害品出現率が上昇していることが確認された。AI 等を活用した出品文言の抽出・検知といった対策を開始したとのことであるが、その成果は現れておらず、さらなる対策の強化が求められる。

2. ガイドライン分科会の報告

- ガイドライン分科会では、「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用状況及び最新の侵害事例について議論を行った。
その結果として、昨年度以前の議論を踏まえて暫定的に改定して運用していた本ガイドライン別紙について、昨年度の効果検証などにおいて運用上問題がなかったことを

確認したため、修正内容を反映したものを改訂版として格上げする方針を承認した。
また、ガイドライン別紙のさらなるアップデートについて議論を行った。

3. 第三部会の報告

- 第三部会では、BtoC プラットフォームにおける侵害品対策に関する検討について、引き続き実態の把握を行うこととし、CIPP に所属していない海外プラットフォームを会議に招聘して知的財産権侵害品の流通防止に関する取り組み状況の聞き取りを行い、プラットフォーム側の取組手法に関する意見交換等を実施した。
- また、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会が 2005 年 12 月の発足から 20 年を迎えたことを踏まえ、活動についての広報の進め方について議論を行った。

【本文】

1. 効果検証分科会の報告

(1) 効果検証の方法

本年度も昨年度と同様、権利者の実務担当者とプラットフォームの実務担当で構成される「効果検証分科会」において実施要領（別紙 1「効果検証の実施方法について」参照）を定めた上、これに基づき効果検証を実施した。

①効果検証対象

オークションおよびフリマを含めた 6 つのサービスを効果検証の対象とした。

②効果検証対象出品

本年度も昨年度と同様、検証対象出品を 2 つに分けて検証を行った。

i 「侵害品出品」

画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、（権利者は）プラットフォームに出品停止要請可能なもの。

ii 「侵害蓋然性出品」

発信されている情報からは（ガイドライン等に照らすと）プラットフォームにおいて削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できプラットフォームに対する出品停止要請を行えば対応可能と思料されるもの（未通知侵害出品）、②諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思料される出品（蓋然性が高い出品）。

③プラットフォームの群分け

権利者並びにプラットフォームによる自主的な取組の成果をより明確にするため、侵害品出品の出現率に応じプラットフォームが提供するサービスを 1 群から 3 群に分類した。

- i 1 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%未満）：5 サービス
- ii 2 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%以上 10%未満）：1 サービス
- iii 3 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 10%以上）：0 サービス

（２）検証結果

①オークション

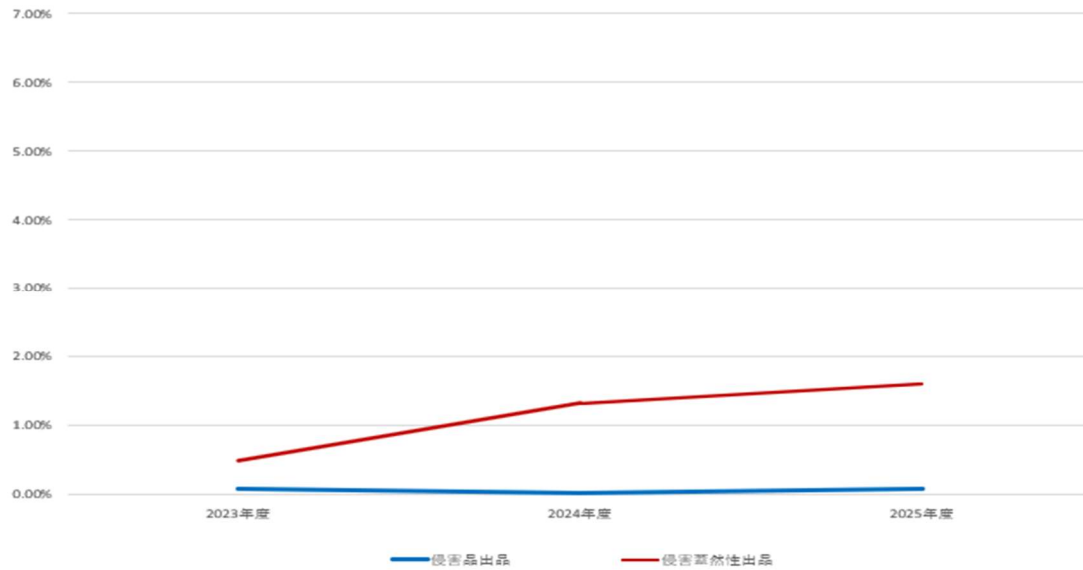
i 「侵害品出品」の出現率

		令和 5 年度 (2023 年度)		令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	1,118	0.00%	829	0.00%	679	0.00%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	2,671	0.11%	2,416	0.04%	2,761	0.11%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	3,789	0.08%	3,245	0.03%	3,440	0.09%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		令和 5 年度 (2023 年度)		令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	1,118	0.27%	829	3.38%	679	0.29%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	2,671	0.60%	2,416	0.62%	2,761	1.92%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	3,789	0.50%	3,245	1.33%	3,440	1.60%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—

【参考】オークションでの出現率（著作権と商標権の合計）推移



②フリマ

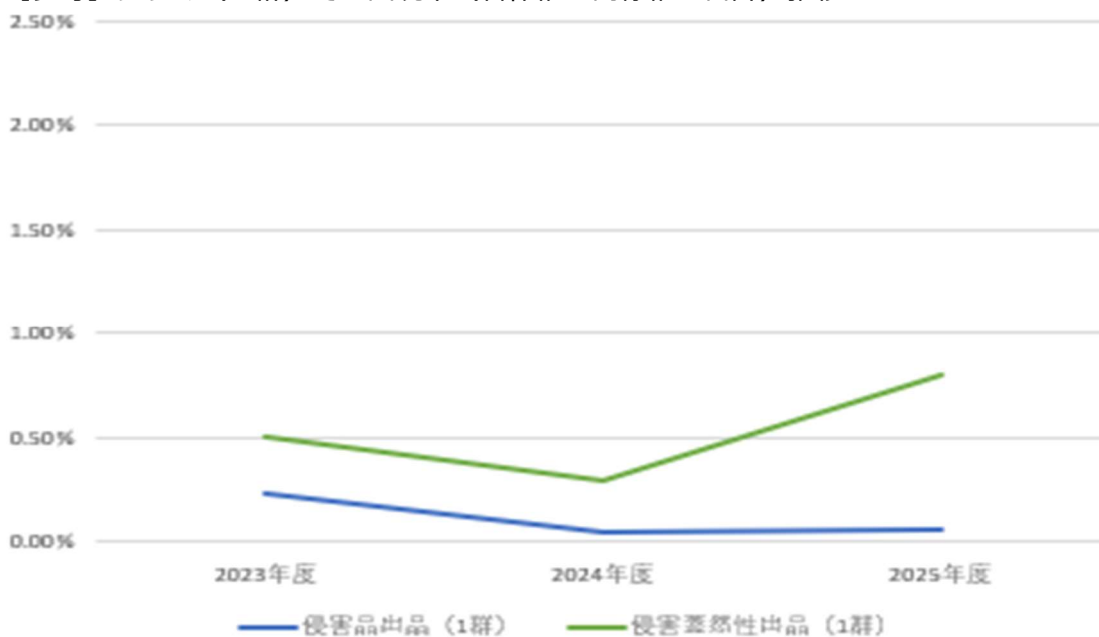
i 「侵害品出品」の出現率

		令和 5 年度 (2023 年度)		令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	2,664	0.23%	1,882	0.00%	1,676	0.00%
	2 群	453	0.00%	432	0.00%	26	0.00%
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	4,575	0.24%	4,305	0.07%	3,999	0.08%
	2 群	813	1.72%	772	6.99%	787	15.76%
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	7,239	0.23%	6,187	0.05%	5,675	0.05%
	2 群	1,266	1.11%	1,204	4.49%	813	15.25%
	3 群	—	—	—	—	—	—

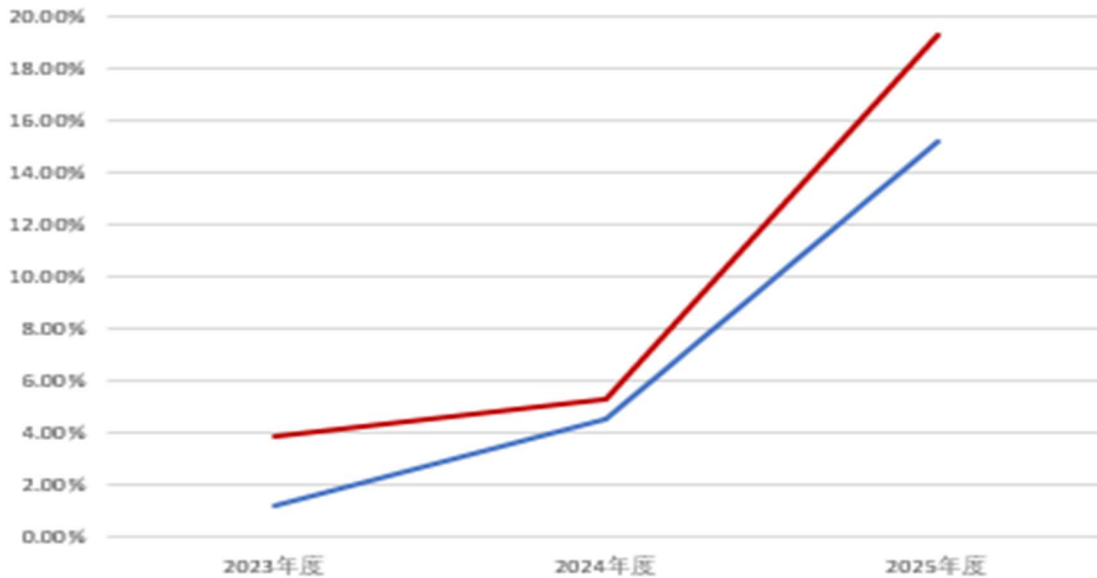
ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		令和 5 年度 (2023 年度)		令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	2,664	0.15%	1,882	0.00%	1,676	0.78%
	2 群	453	0.00%	432	0.00%	26	0.00%
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	4,575	0.70%	4,305	0.42%	3,999	0.80%
	2 群	813	5.90%	772	8.16%	787	19.95%
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	7,239	0.50%	6,187	0.29%	5,675	0.79%
	2 群	1,266	3.79%	1,204	5.23%	813	19.31%
	3 群	—	—	—	—	—	—

【参考】フリマ（1群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



【参考】フリマ（2 群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



（3）検証結果の分析

①オークションについて

いずれも 1 群に分類されており、本年度も「侵害品出品」の出現率は 0.09%と、非常に低い水準を維持している。「侵害蓋然性出品」の出現率は 1.60%と、昨年度に引き続き1%を上回っているものの、昨年から増加は 0.27 ポイントにとどまっており、依然として評価されるべき水準を維持している。

②フリマについて

本年度は、例年どおり 4 サービスを対象として実施した。1 群に分類される 3 サービスは、「侵害品出品」の出現率が 0.05%と、非常に低い水準を維持している。「侵害蓋然性出品」の出現率については、若干の増加が認められたものの、それでも 0.79%と低い水準を維持している。

また、2 群に分類される 1 サービスは、昨年度に増加の兆候が認められていたところ、本年度は「侵害品出品」の出現率がさらに 10 ポイント以上上昇し、「侵害蓋然性出品」についても同様の増加傾向が認められた。

昨年度、1 群の一部サービスへの流入を試みていた侵害品販売業者がこれを阻まれ、2 群に分類されるサービスへ集中している可能性があると考えられるものの、導入した AI

のさらなる活用や本人確認の強化などについて、継続的に取り組むことが急務であると考えられる。

③小括

総じていえば、本年度においても、本協議会において侵害品判断の知見や対応ノウハウを共有・蓄積することや侵害品流通について事業者、権利者及び関係各所が情報交換をすることが侵害品の流通の実効的な防止に寄与していることが確認できたといえる。

本年度も、権利侵害物品の世界最大の仕出国である中国からの流入圧力を受けつつ、パトロールで検知されにくい手口や新たな方法による出品に相対しながら、「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率はいずれも世界的に低い水準を維持しており、この結果は評価に値するものと考えられる。

今後とも、権利者及びプラットフォーマーが相互に情報共有を行うとともに、協力して分析・検討を進めることにより、必要に応じたガイドラインの改訂等を通じて、更なる実効的な対応が図られることが期待される。

(4) その他

効果検証は、本協議会における権利者及びプラットフォーマーの自主的な取組の結果を示す一つの指標となるものであることから、より正確な実態を反映するために適切かつ効率的な方法で行われることが求められる。そのため、プラットフォーマーのサービス特性等をきめ細かく反映することが可能となるような検証方法のあり方について今後も検討を行っていく必要があると認識している。

また、任意調査の結果を活用して、その時点における様々な課題について詳細な分析を行って対策方法を見出し、本協議会で用いるガイドラインの改定をはじめとする侵害品流通阻止の様々な対策につながる提言を継続的に行うことも重要と考える。

AI 等に代表される近年開発された技術・手法の導入が軌道に乗りつつあると考えられるが、人が蓄積してきた侵害品判別に関する情報をいかに効率的に組み込み、活用していくかも課題である。今後は、これらを踏まえ、経済面及び時間面の双方において効率的に侵害品対策を前進させていく必要がある。

2. ガイドライン分科会の報告

(1) 本ガイドラインの改定について

本年度は、現在のガイドライン本紙の運用で良い結果が出ていることもあり、本年度においては現行のガイドライン本紙の内容を維持することとし、2025 年度の効果検証においても期待する効果を得ることができた。

（２）本ガイドライン別紙の改定について

ガイドライン別紙について、昨年度実施した暫定的修正に基づいて効果検証を実施した結果、暫定版の運用で問題がなかったことを確認した。そのため、2025 年 10 月に開催した分科会において、修正内容を反映したものを改訂版として格上げする方針を承認した。また、分科会では、ガイドラインを長期運用していることに伴い、商材名や偽造品を示唆する表現などに移り変わりがあることから、表記のアップデートが必要な箇所があるとの意見が複数寄せられた。これらの点については、来期以降のガイドラインの改定に向けて引き続き議論を行うこととなった。

（３）具体的内容

第 1 回（令和 7 年 6 月 20 日）

第 2 回（令和 7 年 10 月 17 日）

…暫定運用の成果を確認し、正式な改訂版への格上げの方針を承認

時代に合わせたガイドラインのアップデートについて議論

3. 第三部会の報告

本年度は、本協議会の活動領域を新たな EC プラットフォームへと拡大するための議論の一環として、CIPP 会員外の海外 EC プラットフォーム事業者を招聘して、知的財産権侵害品の流通防止に関する取り組み状況の発表と、CIPP 会員の権利者及びプラットフォームとの間で意見交換を実施した。

また、本年度は協議会の発足から 20 年の節目に当たることから、会の活動に関する発信の強化についても議論を行った。

新たなプレイヤーが活動に参画していくこと、および当協議会の活動成果についての発信を強化していくことは、侵害品の流通トレンドを追跡し、侵害品の流通抑止の取り組みをアップデートしていくうえでも重要である。来年度以降も引き続き、協議会の活動の発展に向けた施策を検討・実施していく。

4. 本年度の活動の総括

本年度は、ガイドライン分科会を開催してガイドライン別紙を改定するとともに、効果検証分科会において効果検証を実施した。

効果検証結果においては、権利者・プラットフォーマー双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協同して侵害者に立ち向かうという「日本方式」の推進により、本年度も総じて、侵害品の出現率が極めて低い水準に留まっていることが確認された。他方で、本年度は一部

プラットフォームにおいて侵害蓋然性出品の出現率の上昇が確認されたが、このことは、侵害品の出品者が各事業者の取り組みにつけている隙を見つけた場合に、そこに集中して攻撃を行っていることを強く伺わせるものといえる。このような隙間を迅速に埋めていくことが、侵害品流通を抑止するうえで必要不可欠であり、権利者・プラットフォーマー間のさらなる連携の強化および必要に応じたガイドラインの見直し等、様々な施策を検討していく必要がある。

本協議会では、これまでも権利者とプラットフォーマーとの対話、協議を通じて、知的財産権侵害品の流通抑止にかかる自主的な取組を推進してきたところである。

具体的には、個別の知的財産権侵害品について権利者とプラットフォーマーが情報連携、協議を行い、必要に応じてガイドライン等への反映や、プラットフォーマーによる当該ガイドラインを用いた自主的なパトロールの改善に役立てており、効果検証結果からもその効果が認められているところ、知的財産権侵害品からの消費者保護のための民間事業者間の連携のスキームとして非常に重要な意義を有している。

今後、関係省庁において知的財産権侵害品からの消費者保護政策を検討いただく際には、民間の団体による本協議会の取組も参考としていただいた上で、消費者保護のため必要な環境整備を推進いただくことを期待している。

なお、今後も本協議会の取組の成果を社会に発信していくと同時に、新たな侵害形態への対応にかかる議論を進めていく予定である。

各種統計データ

■ 出品総数（単位：万）

	令和 5 年 2023 年	令和 6 年 2024 年	令和 7 年 2025 年
出品総数	13,620	14,341	15,777

- 令和 5 年度の数値は正会員 8 社のうち 5 社の合計値。
- 令和 6 年度・令和 7 年度の数値は正会員 7 社のうち 5 社の合計値。
- 計測に当たっては、12 月の各日の一時点において出品中となっている出品物の点数を測定し、1 日あたりの平均値を「出品総数」として算出した。
- 出品総数の測定を行ったプラットフォームの数に変動があるため、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 自主削除件数

	令和 5 年 2023 年	令和 6 年 2024 年	令和 7 年 2025 年
著作権	122,866	176,292	158,873
商標権	1,520,088	374,375	300,485
合計	1,642,954	550,667	459,353

- 令和 5 年度の数値は正会員 8 社のうち 5 社の合計値。
- 令和 6 年度・令和 7 年度の数値は正会員 7 社のうち 5 社の合計値。
- 上記出品総数と同様、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 権利者からの削除依頼件数

	令和 5 年 2023 年	令和 6 年 2024 年	令和 7 年 2025 年
著作権	83,708	50,048	74,164
商標権	556,264	987,043	1,941,071
合計	639,972	1,037,091	2,015,729

- 令和 5 年度の数値は正会員 8 社のうち 5 社の合計値。
- 令和 6 年度・令和 7 年度の数値は正会員 7 社のうち 5 社の合計値。
- 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。
- 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

日本方式の原則

1. 両者（権利者とプラットフォーマー）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。